

# 加入契約約款 (下呂ネットサービスの業務エリア内での業務約款)

## 第1章 総則

(約款の適用)

第1条 シーシーエヌ株式会社(以下「CCN」といいます)は、放送法の規定に従い、この加入契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 CCNは、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の加入契約約款によります。

(加入の条件)

第3条 CCNの放送サービスを受ける場合、下呂ネットサービス(以下「GNS」といいます)に加入していることを条件とします。

(用語の定義)

第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
1 放送サービス	有線一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
2 加入契約	CCNから放送サービスを受ける為の契約
3 加入申込	加入契約の申込
4 加入申込者	加入申込をした者
5 加入者	CCNと加入契約を締結した者
6 代理店	CCNと代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
7 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の保安器及びV-ONUの出力端子から受信機までに設置された機械、器具、電線その他電気的設備(デジタルホームターミナル含む)
8 デジタル放送サービス	CCNと契約を締結し、その対価を支払った場合にのみCCNのデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス。
9 BS再送信放送サービス	CCNと契約を締結し、その対価を支払った場合にのみCCNのデジタル方式によるBSデジタル再送信放送を視聴できるようにするサービス
10 デジタルホームターミナル	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター
11 受信機	加入者宅内のテレビ受像機
12 C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだCCNが貸与するカード
13 B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
14 B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
15 録画機能付きデジタルホームターミナル(楽録)	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続された録画機能を有するコンバーター(以下「楽録」といいます。)
16 再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル(ブルーレイ搭載楽録)	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたブルーレイ録画機能を有するコンバーター(以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます。)
17 契約書面	加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した申込書の控え
18 CCNサイト	CCNが加入方法やサービスの詳細などを掲載し、インターネット上に公開するページ。 <a href="http://ccn-catv.co.jp/">http://ccn-catv.co.jp/</a> のURLで公開。

## 第2章 加入契約

(加入者の単位)

- 第5条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。
- 2 引込線1回線により複数世帯、複数法人・団体が加入する場合には、原則として各世帯、又は各法人・団体ごとに加入契約を締結するものとします。
  - 3 単一の法人・団体の場合であっても、ホテルの客室、病院の病室、学校の教室又はこれらに準ずる単位の場合には、原則としてテレビごとに加入契約を締結するものとします。
  - 4 契約成立後、放送法第150条の3に定める初期契約解除制度の対象となります。初期解除制度については本加入契約約款の第44条に規定いたします。

(加入者の分類)

- 第6条 CCNは、加入者を加入形態によって、業務加入と一般加入に分類します。
- (1)業務加入は、ホテル・飲食店・事業所等が、集客・顧客サービスの目的でCCNの放送サービスを受ける場合。
  - (2)一般加入は、業務加入以外の場合。

(加入申込の方法)

- 第7条 加入申込をするときは、この約款をご承認の上、次のいずれかの方法で行っていただきます。
- (1)加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した加入申込書をCCN又は代理店に提出する方法。
  - (2) インターネットを経由してCCN所定の契約申込書式をCCNへ送信する方法。

(加入申込の承諾)

- 第8条 CCNは、前項の定めにかかわらず、次の各号の場合には加入申込を承諾しないことがあります。
- (1)加入申込者が放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。
  - (2)その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
- 2 加入契約は、CCNが加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

(加入申込書または契約申込書式記載事項の変更)

- 第9条 加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更等加入申込書または契約申込書式の記載事項に変更のある場合、速やかに指定管理者を経由しCCNに届け出るものとします。
- 2 加入者は、前項の場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。

(B-CASへの登録)

- 第10条 デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報、CCNへの加入申込と同時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合もCCNからB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、住所および電話番号を特定する情報をいいます。また、CCNはB-CASとの間に秘密保守契約を結び、加入者の個人情報の保護をはかることとします。

(B-CASカードの取扱いについて)

- 第11条 B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

### 第3章 放送サービスの内容

(放送サービスの種類)

- 第12条 CCNは、次の放送サービスを提供します。
- (1)デジタル放送サービス基本利用料金（以下「基本利用料金」といいます）の範囲内で行う放送サービスで、ハッピー、劇スポ、デジタルレギュラー、デジタルライト、デジタルセレクト、デジタルミニ、の6とおりのサービス。（以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます）
  - (2)BS再送信放送サービス利用料金の範囲で行う放送サービス。
  - (3)基本利用料金以外の有料による別表記載の放送サービスで、デジタルペイチャンネルのサービス。ただし、有料放送WOWOWは含みません。（以下「ペイチャンネル」といいます。）
- ① デジタルペイチャンネルは、基本利用料金以外の有料によるデジタル放送を同時に再送信するサービス。
- (3)基本利用料金以外の有料放送WOWOWを同時に再送信するサービス。
- 2 加入者は、前項第1号の放送サービスの範囲内でのサービス種類の変更をする場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。

(楽録又はブルーレイ搭載楽録の利用)

- 第13条 加入者はデジタルベーシックチャンネルを利用した場合のみ、録画機能付きデジタルホームターミナルを利用することができます。（以下「楽録又はブルーレイ搭載楽録」といいます。）
- 2 楽録又はブルーレイ搭載楽録を希望される加入者は、別途CCNが定める楽録利用約款に同意していただきます。
  - 3 楽録は、最低1年間利用していただきます。
  - 4 ブルーレイ搭載楽録は、最低2年間利用していただきます。
  - 5 前項において、最低利用期間内に解約があった場合、解除料として解約日の属する日の翌月から当該最低利用期間の未経過分に対する楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金の合計額をお支払いいただきます。

(ペイチャンネルの利用)

- 第14条 加入者はデジタルベーシックチャンネルを利用した場合のみ、デジタルペイチャンネルを利用することができます。
- 2 ペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

(放送番組、放送内容の変更)

- 第15条 CCNは、番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。
- 2 CCNは、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。
- (1)天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
  - (2)その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

### 第4章 放送サービスの休止等

(放送サービス利用の休止)

- 第16条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、CCNに届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき1年を限度とします。なお、1年を越える場合の取り扱いについては、加入者とCCNがその都度協議して決定するものとします。
- 2 加入者は、前項の場合、別表記載の休止に要する費用をお支払いいただきます。

(放送サービスの中断)

第17条 CCNは、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 有線一般放送施設の保守上又は工事上やむをえない場合。
  - (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 CCNは、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を加入者に通知します。但し、緊急やむをえない場合にはこの限りではありません。

(放送サービスの停止)

- 第18条 CCNは、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送サービスを停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。
- (1) 加入契約金、利用料金、工事費等、手数料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
  - (2) 第31条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
  - (3) 加入者が、GNSの加入を解除した場合。
- 2 CCNは、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。

## 第5章 工事及び保守

(デジタルホームターミナル)

- 第19条 CCNは、デジタル放送サービスの加入者に対し、デジタルベーシックチャンネルを希望する受信機1台ごとにデジタルホームターミナル(リモートコントローラーは除く)を1台ずつ貸与するものとし、その使用料はデジタル放送サービス基本利用料金に含まれるものとします。
- 2 加入者が故意又は過失によりデジタルホームターミナルを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として別表記載の費用をCCNに支払うものとします。
  - 3 加入者は、CCNが必要と認める場合を除き、デジタルホームターミナルの交換を請求する場合は、別表記載の費用をお支払いいただきます。
  - 4 デジタルホームターミナルの通信機器の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。
  - 5 CCNは、視聴状態の確認を行うために、第40条の規定を遵守した上で、加入者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

(C-CASカード)

- 第20条 C-CASカードを必要とするデジタル放送サービスを利用するためのデジタルホームターミナルを利用する加入者は、C-CASカードをCCNから貸与するものとします。また、CCNは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。
- 2 C-CASカードはCCNに帰属し、CCNの手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによるCCN及び第三者に及ぼされた損害による利益損失については、加入者が賠償するものとします。
  - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として別表記載の費用をCCNに支払うものとします。

(施設の設置および費用の負担)

- 第21条 サービスの提供に必要な施設(放送センターよりテレビ受信機までの施設)の設置に要する費用負担、及び所有、管理については、GNS放送施設の設置及び管理に関する条例によるものとします。
- 宅内設備のうち、デジタルホームターミナルの取付工事(以下「宅内工事」といいます)に要する費用は、加入者が負担し、デジタルホームターミナルの所有はCCNとします。
- 2 宅内工事は、原則として下呂市指定の業者で実施していただきます。また、宅内工事はCCNの指定する工法及び使用機器によるものとします。
  - 3 加入者は、CCNに無断で宅内設備のうち、デジタルホームターミナルの設置場所の変更などの工事はできません。

(有線一般放送施設、宅内設備の故障等)

- 第22条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、下呂市の指定する管理者に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、デジタルホームターミナル及びC-CASカード以外の宅内設備及び受信機に故障がある場合には、調査費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。
  - 3 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。
  - 4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により有線一般放送施設、デジタルホームターミナル、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。

(設備の設置場所等の変更)

- 第23条 加入者は、同一家屋内においてのみデジタルホームターミナルの設置場所の変更又はデジタルホームターミナルの台数の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は原則として下呂市指定の業者に実施させるものとします。
- 2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に指定管理者を經由してCCNに届け出てデジタルホームターミナルの設置場所を変更することが出来ます。
- (1) 改築・増築等同一家屋内または、同一敷地内で設置場所を変更する場合
- (2) 新築等CCNの業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。
- 3 加入者は、前2号の場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。

## 第6章 料金等

(利用料金)

- 第24条 加入者は、放送サービスの利用に際して基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録を利用する場合には楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金、ペイチャンネルを利用する場合にはペイチャンネル利用料金を、別表記載のとおりお支払いいただきます。
- 2 放送法に基づくNHKの放送受信料は加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途NHKと受信契約を結び、放送受信料を支払う必要があります。
- 3 有料放送WOWOWサービス視聴料金は、加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、有料放送WOWOWの受信を希望する加入者は、所定の受信契約を締結していただくこととなります。
- 4 CCNは、加入促進により第12条の放送サービスを行うため、地域及び期間、並びに放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。
- 5 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、CCNは利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

(利用料金の減免)

- 第25条 加入者が第22条第1項の規定により点検の請求をしてから、CCNが1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行なわなかったことにより、第12条に定めるすべての放送サービスが提供できなかった場合には、その月の基本利用料金及びペイチャンネル利用料金は免除とします。
- 2 第16条に基づき、放送サービスの休止をした場合、基本利用料金及びペイチャンネル利用料金は免除とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の別表記載の手数料をお支払いいただきます。

(利用料金の計算)

- 第26条 基本利用料金及び楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 2 ペイチャンネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の請求及び支払)

- 第27条 CCNは、別表に定めるサービスの利用形態に応じた1)利用料 2)工事費等 3)諸費用(以下「利用料金等」といいます)をCCNの指定する方法で請求するものとします。
- 2 加入者は、前項に定める利用料金等を加入申込書及びCCNサイト記載の指定期日に、CCNが認めた金融機関口座またはクレジットカード会社から支払うものとします。
- 3 CCNは、原則として加入者に対し、請求書、領収書の発行を行わないものとします。

(延滞金)

- 第28条 加入者は、利用料金等の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金をCCNに支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

- 第29条 当社は、料金その他お支払について、暦月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
- 2 別表に規定する税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

- 第30条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第7章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

- 第31条 CCNは、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめCCNに届け出、CCNがこれを認めた場合には、この限りではありません。
- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

- 第32条 相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は、合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかにCCNに届け出ていただきます。
- 2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。
- 3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、デジタルホームターミナルの設置場所の変更を行う場合、第23条を準用します。

第8章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

- 第33条 CCNは、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者がCCNの放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

- 第34条 CCNは、加入者が加入申込書または契約申込書式に記載した以外の場所でデジタルホームターミナルを接続してサービスの提供を受けることを不正視聴として禁止します。
- 2 CCNは、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとしします。

(禁止事項)

- 第35条 CCNから貸与しているデジタルホームターミナルを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。
- 2 CCNは、加入者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナルの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
- 3 CCNは、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとしします。この場合、加入者はCCNからの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、CCNは不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとしします。又、期間を経過してデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとしします。

(損害賠償)

- 第36条 CCN及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとしします。
- 2 前項にかかわらずCCNは、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとしします。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様としします。

(デジタルホームターミナル係わる免責事項)

- 第37条 CCNは、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとしします。
- 2 CCNは、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理・交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は録画・編集したデータについて一切の権利を放棄するものとし、CCNはその補償を行わないものとしします。
- 3 CCNは、加入者がデジタルホームターミナルの通信機能の利用により被害を被った場合において、一切の責任を負わないものとしします。

(解約)

- 第38条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前にCCNに届け出るものとしします。
- 2 加入者は、前項の場合、別表記載の解約に要する費用をお支払いいただきます。

(解除)

- 第39条 CCNは、第17条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。但し、その事実がペイチャンネルに係わる場合、解除はペイチャンネルに関する加入契約のみとしします。
- 2 CCNは、加入者が第18条1項各号のいずれかに該当する場合、その事実がCCNの業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。但し、その事実がペイチャンネルに係わる場合、解除はペイチャンネルに関する加入契約のみとしします。
- 3 CCNは、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知するとともに、加入者は別表記載の費用をお支払いいただきます。

(契約終了時の処置)

- 第40条 CCNは、解約又は解除により加入契約が終了する場合、BS再送信放送サービスを除き、デジタルホームターミナル、C-CASカード及び「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきB-CASカードを撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとしします。又、デジタルホームターミナル、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途CCNが定める費用は、加入者の負担となります。
- 2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日に支払うものとしします。

3 CCNは、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約金は返還しないものとします。

(個人情報取り扱い)

第41条 当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

(協議事項)

第42条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、CCNと加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

(クレジットカード支払いに関する特約)

第43条 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 加入者は、加入者からCCNに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、CCNが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でCCNが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 加入者は、CCNに届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なくCCNにその旨を連絡するものとします。

4 CCNは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、CCNまたは加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

(初期契約解除制度)

第44条 契約書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。

2 初期契約解除は加入者が書面を発送した時に生じます。

3 書面には、契約書面受領日、申込内容、加入者住所、氏名、捺印、申込みの撤回等を行うことを明記しCCNまで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面をCCNが受理したときに初期解除制度の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が初期解除期間を超過している場合、CCNは該当書面を受理しません。

4 加入者は次の場合を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。

(1) 初期契約解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。

(2) 解約・解除手数料2,000円(税込2,160円)

5 初期契約解除制度を利用された場合、契約に関してCCNが金銭等を既に受領している場合、CCNは4項第1号及び第2号に定める利用料金等を除き、加入者に返還いたします。

6 CCNが初期契約解除制度について、加入者へ事実と異なることを告げたことにより、告げられた内容を事実であると誤認し初期契約解除制度を加入者が利用できなかった場合は、8日間を経過した場合でも契約の解除を行うことができます。その場合は、改めて契約解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。

附則

(1) CCNは、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができるものとします。

(2) この約款は、平成19年8月1日より施行します。

(3) 平成21年7月1日より改訂施行。

(4) 平成22年4月1日より改訂施行。

(5) 平成22年12月1日より改訂施行。

(6) 平成23年4月1日より改訂施行。

(7) 平成23年10月1日より改訂施行。

(8) 平成24年4月1日より改訂施行。

(9) 平成24年7月1日より改訂施行。

(10) 平成25年2月1日より改訂施行。

(11) 平成25年9月1日より改訂施行。

(12) 平成26年4月1日より改訂施行。

(13) 平成27年4月1日より改訂施行。

(14) 平成28年4月1日より改訂施行。

(15) 平成28年5月21日より改訂施行。

(16) 平成29年3月1日より改訂施行。

(17) 平成29年10月27日より改訂施行。

(18) 平成29年12月10日より改訂施行。

別表

1) 利用料

区分	単位	月額利用料	内容
デジタル放送サービス	世帯	3,400円(税込3,672円)	地上デジタル放送再送信 BSデジタル放送再送信
	1台目	2,800円(税込3,024円)	
	2台目以降 1台につき		デジタル多チャンネル放送
劇スポ	世帯	2,600円(税込2,808円)	

	レギュラー	1台目			
		2台目以降 1台につき	2,800円(税込3,024円)		
	ライト	世帯 1台目	2,600円(税込2,808円)		
		2台目以降 1台につき	2,800円(税込3,024円)		
	セレクト	世帯 1台目	2,300円(税込2,484円)		
		2台目以降 1台につき	2,800円(税込3,024円)		
	ミニ	世帯 1台目	1,300円(税込1,404円)		
		2台目以降 1台につき	2,800円(税込3,024円)		
	BS再送信放送サービス	BS再放送	世帯	896円(税込967円)	BSデジタル放送再送信

- ※ 月額利用料には、デジタルホームターミナルの機器使用料を含みます（BS再送信放送サービスを除く）。
- ※ 利用料には、ペイチャンネルの利用料金、NHKカラー及び衛星受信料、WOWOWの視聴料は含まれておりません。
- ※ デジタル放送サービスの2台目以降を利用する場合は、双方のうち上位コースを1台目基本利用料として適用します。
- ※ デジタル放送サービスの番組内容はCCNが別途定めます。
- ※ 業務加入の利用料は別途料金となります。

区 分	月額利用料	内 容
楽録	900円(税込972円)	録画機能付きデジタルホームターミナルを利用する場合
ブルーレイ搭載楽録	2,000円(税込2,160円)	ブルーレイ録画機能付きデジタルホームターミナルを利用する場合

区 分	単位	月額利用料	内 容
デジタル ペイチャンネル 利用料	台	2,300円(税込2,484円)	スター・チャンネル1 / 2 / 3
	台	1,200円(税込1,296円)	グリーンチャンネルHD / 2HD
	台	1,800円(税込1,944円)	衛星劇場 HD
	台	1,500円(税込1,620円)	東映チャンネル HD
	台	1,500円(税込1,620円)	フジテレビONE / TWO / NEXT
	台	1,200円(税込1,296円)	フジテレビNEXT
	台	900円(税込972円)	レジャーチャンネル
	台	900円(税込972円)	SPEEDチャンネル
	台	1,300円(税込1,404円)	J SPORTS 4 HD
	台	2,286円(税込2,468円)	J SPORTS 1 / 2 / 3 / 4 HD
	台	600円(税込648円)	テレ朝チャンネル1
	台	700円(税込756円)	V☆パラダイス
	台	2,000円(税込2,160円)	パラダイステレビ
	台	2,300円(税込2,484円)	レインボーチャンネル
	台	2,500円(税込2,700円)	KN TV HD
	台	739円(税込798円)	アニマックス HD
	台	700円(税込756円)	日本映画専門チャンネル HD
	台	700円(税込756円)	時代劇専門チャンネル HD
	台	791円(税込854円)	ディズニー・チャンネル HD / ディズニースポーツHD
	台	2,300円(税込2,484円)	Mnet HD
番組ガイド誌	台	900円(税込972円)	日テレG+
	台	900円(税込972円)	日経CNBC
	冊	200円(税込216円)	CCN TVnavi

- ※ パラダイステレビ及びレインボーチャンネルの契約及び視聴については20歳以上とし、加入申込時には、年齢を証明することができる書類等の提出が必要となります。また、20歳未満の方への視聴制限については、加入者本人の責任において管理して頂きます。
- ※ 番組ガイド誌はハッピー、レギュラー、劇スポコースを利用の場合、世帯につき1冊目は無料となります。（複数契約でも無料は1冊目のみです）。

## 2) 工事費等

区 分	金 額	備 考
宅内機器設置調整費	実 費	
増幅器設置費	実 費	
機器移設工事負担金	実 費	ホームターミナル取付場所の移設
調査費	実 費	加入者設備区分の故障の調査

点検、補修、改修費等調査費	実 費	
---------------	-----	--

3) 諸費用

区 分	金 額	備 考
デジタル区分変更手数料	1,000円(税込1,080円)	デジタル放送サービス内の区分変更の場合 楽録又はブルーレイ搭載楽録の利用又は 解約の場合
	8,000円(税込8,640円)	
解約・解除手数料	2,000円(税込2,160円)	
利用休止管理費 (休止期間中の月額支払金額)	500円(税込540円)	
機器登録手数料	8,000円(税込8,640円)	ホームターミナルを増設する場合
機器廃止手数料	2,000円(税込2,160円)	ホームターミナルの取付台数を減らす場合
B-CASカード発行手数料	1,905円(税込2,050円)	B-CASカード使用許諾契約約款に規定する有償交換又は再発行の場合
C-CASカード発行手数料	2,858円(税込3,086円)	
デジタルホームターミナル機器補償金	50,000円(税込54,000円)	加入者の過失による故障の場合
楽録機器補償金	74,286円(税込80,228円)	加入者の過失による故障の場合
ブルーレイ搭載楽録機器補償金	117,143円(税込126,514円)	加入者の過失による故障の場合
デジタルホームターミナル用リモートコントローラー補償金	3,500円(税込3,780円)	加入者の過失による故障の場合

4) 共通特記事項

※ 加入促進のため、値引きすることがあります。